

# テクノカレッジものづくり魅力発信業務委託にかかる プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

人材不足分野における担い手確保のため、滋賀県内の小学生から中学生を対象に、高等技術専門校のものづくり体験教室をオンデマンドで提供し、働くことやものづくりへの関心の醸成し、保護者も子どもとともに、この体験を通じて高等技術専門校について、広く知ることができることから、高等技術専門校の広報強化につなげていくことを目的として、当業務を実施する。

上記事業を民間事業者の企画力やノウハウを活用して実施するため、プロポーザル方式により事業者を募集する。

## 2 業務内容

別添「仕様書」のとおり

## 3 契約期間

委託契約締結日から令和7年3月31日まで

## 4 スケジュール

令和6年5月8日（水） 公告

令和6年5月16日（木） 質問書受付締切り

令和6年5月24日（金） 企画提案書受付締切り

令和6年5月29日（水） プロポーザル審査会

## 5 予定価格

1,599,400 円 （消費税および地方消費税を含む）

## 6 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2の各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められ、参加申し込み時および事業採択時において競争入札参加資格者名簿に登録されている者で次に掲げる者。

- 営業種目 大分類：役務 中分類：映像・音声情報製作、イベント、諸サービス または その他の役務の提供

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

- ・滋賀県物品・役務電子調達システム
- ・滋賀県会計管理局管理課〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1 TEL 077-528-4314

## 7 事前説明会の開催

開催しない。

## 8 質問および回答

- (1) 質問方法：質問書（様式1）に質問内容を記入し、FAX または電子メールにより、13で示す場所へ提出すること。なお、質問書（様式1）を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。
- (2) 質問期限：令和6年5月16日（木）正午まで
- (3) 回答方法：各者からの質問をすべてまとめて、滋賀県ホームページに掲載する。  
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/>
- (4) 回答期限：令和6年5月20日（月）午後5時までに回答する。

## 9 企画提案提出期限等について

- (1) 提出期限  
令和6年5月24日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出書類  
企画提案書（様式2および任意様式による企画提案）  
※次に定める項目に基づき、実施する業務の内容等をできる限り具体的に提案すること。企画提案の様式は任意とするが、A4版で作成し、片面で20枚以内（両面の場合は10枚以内）とすること。
- (3) 企画提案書の提出をもって本プロポーザルへの参加申込みとする。

### 企画提案記載項目

| 項目 |               | 企画提案の内容   |
|----|---------------|---|
| 1  | 提案者の概要および類似実績 | (1) 提案者の概要<br>提案者（事業者）の概要として、設立時期、資本金等、従業員数、業務概要の内容を記載する。<br>(2) 過去3年以内で実施した類似事業の実績<br>過去3年間（令和3年4月1日～令和6年3月31日の期間に完了した事業に限る） |
| 2  | 業務の実施方針       | テクノカレッジものづくり魅力発信事業の目的を踏まえ、どのような考え方やスケジュールで本事業に取り組もうとしているかについて、以下の項目について記載する。<br>・業務実施方針の概要<br>・事業実施にあたるスケジュールについて             |

|   |                  |  |
|---|------------------|--|
| 3 | 人員体制について         | 組織体制や以下の業務を担当する者について、当該業務遂行の必要な専門知識やノウハウを有することが分かるよう記載する。<br>・オンデマンド型ものづくり体験教室<br>・訓練紹介動画  |
| 4 | オンデマンド型ものづくり体験教室 | オンデマンド型ものづくり体験教室について、以下の項目を含め、目的を達成するための手法・実施に対する考え等も含めて記載する。<br>・体験教室の内容（体験内容等）<br>・動画の構成、動画イメージ<br>・動画撮影時期   |
| 5 | 訓練紹介動画           | 訓練紹介動画について、以下の項目を含め、目的を達成するための手法・実施に対する考え方等も含め記載してください。<br>・紹介する訓練科の内容（訓練の内容等）<br>・動画の構成、動画イメージ<br>・動画撮影時期   |
| 6 | 広報啓発等の取組について     | テクノカレッジものづくり魅力発信事業の視聴者拡大のための取組（広報啓発等）について、記載してください。  |
| 7 | 概算見積書            | 概算見積金額を円単位で記載する。<br>見積りにあたっては、消費税および地方消費税に係る課税事業所であるか免税業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を含む金額を記入する。<br>（見積内訳）<br>・人件費（内訳：人数・単価が分かるように記載する。）<br>・その他経費（内容・単価が分かるよう記載する。）<br>・消費税 |

(3) 提出部数

企画提案申請に係る書類は5部（原本1部および写し4部）提出とする。

(4) 提出場所・方法

13で定める提出先へ持参または郵送にて提出すること。ただし、郵送による場合は、「簡易書留郵便による差出等、受領の記録が残る方法」とし、(1)で定める提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

(5) その他

- ・ 提案件数は、1団体につき1件とする。
- ・ 企画提案書等が次のいずれかに該当するときは、その提案は無効とする。
  - ア 提案に対して不正があったとき。
  - イ 提出書類に虚偽の記載があったとき。
  - ウ 必要事項が確認できないとき。
  - エ 必要事項が記載されていないとき。
  - オ その他、公募型プロポーザルに関する条件や指示した事項に違反したとき。
- ・ 提出された企画提案書について、県から質問し、補足説明を求めることがある。
- ・ 受理後の企画提案書等は、加筆、訂正、差し替え等内容変更は一切認めない。

## 10 プロポーザル審査会の日時、場所

### (1) 審査会の日時

令和6年5月29日（水）予定

- ・プレゼンテーションの開始時間については、後日、提案参加者に個別に連絡する。

### (2) 審査会の場所

滋賀県庁北新館5-B（滋賀県大津市京町四丁目1番1号）

### (3) 審査委員の人数

3名

### (4) 企画提案の所要時間

プレゼンテーション 20分以内 評価委員からの質疑 15分以内

### (5) 参加人数

2名以内とする。

## 11 審査および契約予定者の決定方法

### (1) 審査方法

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課が設置する審査会が行う。

なお、提案書の評価にあたっては、次の評価項目に基づき、プロポーザル審査会参加者による提出書類およびプレゼンテーション内容の評価により選考する。

| 番号 | 評価項目                   | 着 眼 点  | 評価点 |
|----|------------------------|--|-----|
| 1  | 整合性                    | ・企画内容が県の意図する目的および仕様と合致しているか  | 10  |
| 2  | 実現可能性                  | ・実施体制は十分か。専門性やノウハウの発揮が期待できる体制か。<br>・類似の事業実績はあるか                                    | 20  |
| 3  | 提案内容の<br>独創性および<br>具体性 | ・オンデマンド型ものづくり体験教室の内容および動画の構成は、具体的な提案となっているか。また事業効果を高めるため、独自の工夫や独創的な取組が行われているか。     | 20  |
|    |                        | ・訓練紹介動画の内容および動画の構成は、具体的な提案となっているか。また事業効果を高めるため、独自の工夫や独創的な取組が行われているか。               | 16  |
|    |                        | ・広報啓発は、実施方法やその考え方など、具体的な提案となっているか。また事業効果を高めるため、独自の工夫や独創的な取組が行われているか。               | 16  |
| 4  | 経費見積りの<br>妥当性          | ・経費節減を意識した内容・金額となっているか。  | 10  |
| 5  | 県内に本店を有する事業者であるか       |  | 3   |
| 6  |                        | 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。 | 1   |

|     |  |     |
|-----|--|-----|
| 7   | 高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること   | 1   |
| 8   | 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当すること。<br>①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。<br>②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。<br>③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。<br>④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。                                   | 1   |
| 9   | 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。   | 1   |
| 10  | 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。<br>①国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証<br>②一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録<br>③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録<br>④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証 | 1   |
| 総合点 |  | 100 |

(2) 契約予定者の決定方法と審査結果の通知

審査の結果、総合点が最も高かったものを契約予定者として選定する。ただし、総合点において満点の6割に満たない場合は、契約予定者とししない。

審査結果については、すべての提案者に、審査結果（企画提案の採否）を文書により通知する。

(3) 契約締結

上記(2)により選定した契約予定者と企画提案書をもとに事業内容について協議を行い、滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）に基づき、予定価格の範囲内で委託契約を締結する。ただし、審査会の意見等により、企画提案書の内容について、一部変更することがある。

12 その他留意事項

- ・ 企画提案に要する費用は提案者負担とする。
- ・ 提案された書類は、一切返却しない。
- ・ 企画提案書等、契約その他の手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。
- ・ 本業務の取組状況や成果については、県のホームページや広報誌等で公表する場合がある。
- ・ 委託業務の処理を他に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ

書面により県の承諾を得たときは、この限りではない。

- ・ 本業務は、滋賀県の監査委員等の検査対象となる場合があるので、事業者は検査に協力するとともに、積極的に事業の報告や説明責任を果たすこと。

13 企画提案書等の提出先および問合せ先

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 能力開発支援係 （担当：中原、大橋）

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-3755 FAX：077-528-4873

Mail：[fe0003@pref.shiga.lg.jp](mailto:fe0003@pref.shiga.lg.jp)